

「成年後見制度」と「家族信託」

知らなきや損する

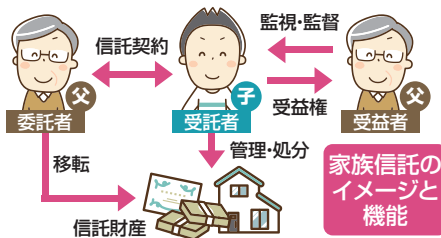
人生100年時代。平均寿命と健康寿命(他の人の手助けなく過ごせる期間)との差は平均で10年。65歳以上の4人に1人が認知症など、長生きリスクにも備えなければならぬ時代です。もし、自分の財産の管理ができなくなったらどうするかを考えておく必要があります。現状、その解決策として、「成年後見制度」と「家族信託」という仕組みがあるのでご紹介します。

成年後見制度とは、認知症などによって判断能力が低下してしまった人の「財産管理」や「身上監護」、例えば介護サービスや施設への入所に関する契約や悪徳商法の被害に遭った場合などに、その人をサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類があります。違いを簡単に説明すると、本人が認知症などで十分な判断能力がなくなった後、法律のルールに基づいて後見人を選任してもらう制度が法定後見人制度です。

一方、任意後見制度は、判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ人(任意後見人)に、財産管理や身上監護のサポートをってもらう契約を公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任した「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人がその人を支援をしていくという制度になります。

次に家族信託は、財産管理方法の一つで、任意後見人制度と同じく判断能力があるう



ちに、例えば自分の老後の生活や介護に必要なお金を管理するため、不動産や預貯金、投資信託などの財産を信頼できる人(家族でなくてもよい)に託して管理や処分を任せられるもので、任意後見人制度より柔軟な制度です。具体的には図のように、判断能力がある間に、信頼できる家族などと契約を結び、名義を変更します。本人に判断能力がある間は、今まで通りですが、判断能力が不十分になれば、受託者の判断で管理や処分が行えるという仕組みです。

信頼できる家族がいればこのような制度を利用しなくてよいと思うかもしれませんが、判断能力が不十分になると定期預金が解約できないとか、介護資金のために家族でも自宅が処分できないといったことが生じる可能性もあり、何も考えなくてよいとはいえない場合があります。制度の併用も可能ですが、利用の仕方によってデメリットも生じます。重要なのは判断能力があるうちに、信頼できる専門家に相談してみることです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

